

### 6.3 今後の推進方策に関する提言

教育の情報化における最大の問題は、アンケート調査の結果からも明らかなように学校、教室の ICT 環境の格差が解消されず、むしろ拡大していることにある。ICT の効果的な活用による授業改善が一部の地域、学校に留まり、すべての子どもたちの学力向上に寄与していないという状況をこれ以上放置すべきではない。地方分権の時代にあつて、各地域の教育委員会が主体となつて教育の情報化を推進することが求められているのである。先に 2010 年、2015 年のモデルとなる教室の将来像を示したが、これらは現時点で考えられる将来的な ICT 活用のイメージであり、地域や学校の状況に応じて、また、技術動向や教育システムの変容によって、その具体像は変化するであろう。本節では、これらを踏まえ、より良い教室の ICT 環境を構築し、教育改善の具現化を図るための推進方策について提言する。

#### 6.3.1 政策と連動した研究開発を行う機関の設置の検討

日本には、英国の Becta、韓国の KERIS のような政策と連動した研究開発を行う機関が存在しない。すなわち専門的、継続的に教育の情報化について検討し、政策と連動させる仕組みが整っていないのである。教育学習情報の蓄積は教育情報ナショナルセンター（NICER）が行っているが、カリキュラム、教育用システム、研修、実践研究等に関する調査研究は、委託事業という形で行われているものの、専門性・継続性の観点から十分とは言えない。地方の教育委員会が主体となつて情報化計画を立案し、ICT 環境整備を進め、必要な研修を行っていくことは当然であるが、各地域でそれぞれに研究開発を行うことは効率的とは言えない。全国レベルで計画的に研究開発を行い、それをベースに地方がさらに工夫改善するという枠組みが望ましい。国の付属機関の他、独立行政法人や NPO の形態も考えられるが、いずれにしても継続的に研究開発を行う機関を設置し、大学等の研究機関や企業等と積極的に連携して調査研究を進めることが必要である。

#### 6.3.2 教育 C I O 及び教育 C I O 補佐官の地方教育委員会へ配置

地方教育委員会においては、新たに教育 C I O 及び教育 C I O 補佐官を配置することを提案する。予算権限を含む一定の権限をもった担当者が、地域の教育の情報化について総合的に検討する体制を組織化し、責任をもって推進することが、地域間の格差を生まないためには不可欠である。こうした役割をこれまでに地域で果たしてきた人材を積極的に登用すると同時に、全国レベルで人材の育成に取り組み、都道府県、指定都市、中核市等から配置されていくことが必要であろう。

#### 6.3.3 学校における情報化推進の方策

学校が主体となつて行うべきことは、整備された ICT 環境を活用し、効果的に運用することによって、授業改善を図ることである。まず、学校長が ICT 活用に関してもリーダーシップを発揮できるように、研修を行うことが必要である。同時に管理職試験に、学校における ICT 活用に関する内容を盛り込むことなども必要だろう。さらに各学校に情報化担当者を配置し、ICT 活用の普及と同時に教員の ICT 活用指導力を育成し、学校全体の情報化を推進する役割を担う必要がある。特に ICT を活用することによって、個別学習の充実、電子ポートフォリオによる評価情報の蓄積、e-Learning による家庭学習との連動といった新しい教育方

法を定着させていくことが重要になるだろう。また、普及のノウハウや実践研究の成果を共有し、情報化担当者の力量を高めていくためには、地域内での情報化推進担当者の情報交換、研修を継続的に行うとともに、ICT支援員の配置も必要であろう。

#### 6.3.4 教員に負担のかからないICT環境の整備

すべての教員がICT活用を日常的に行うことを実現するためには、情報機器の活用が負担にならない環境を整備することが前提となる。機器の設置や配線等、従来教員が行っていた作業を効率化し、スムーズに授業が行える教室環境の構築が不可欠である。地域のネットワーク管理、サーバ運用、学校内のシステムの保守管理に関しても、情報化担当者や教員に負担をかけず、教育委員会単位で効率的に行う必要がある。また、個々の教員が技術的な問題に深入りすることも避けなければならない。そのためには、技術サポートを外部専門家にアウトソーシングすることが現実的であろう。なお、大規模なシステムの導入が必要な高等学校等においては、校内に外部専門家を配置することも検討する必要があるだろう。

#### 6.3.5 学習指導要領におけるICT活用の位置付けを強化する

これまで十分にICTを活用してこなかった教員には、教室のICT環境整備と併せて、活用の指針となるカリキュラムやすぐに使える教材を提供することが必要である。普及という観点から、特に2010年までの段階においては、教員が活用方法を考えたり、コンテンツを探したりする負担を減らし、教科学習におけるICT活用を定着させることが重要である。そのためには、各教科の学習指導要領等において具体的な活用場面、方法等について明示したり、教科書に具体的に記述することが望まれる。そして、教科書に準拠したコンテンツを充実し、それらを教育委員会が一括導入するか、学校が購入できるように予算を拡充することが不可欠であろう。

#### 6.3.6 教育の情報化に関わる外部評価の実施

学校の自己評価や第三者機関による学校評価において、教育の情報化に関する項目を設け、継続的に評価を行う必要がある。その一環として、教育の情報化に関する教育委員会及び学校の取組について外部評価を行うことを提案する。教育委員会については、整備目標の達成度に加え、例えば「学校の教育情報化に係わる地方財政措置」の何割が実際に執行されたのかについて調査し、公表することが考えられる。学校の情報化の達成度を評価する基準をモデル的に開発し、それに基づいて教育委員会や学校が自己評価や外部評価を行うことが考えられるだろう。

参考資料

